

行政 Information

市税や保険料などの納付は便利な口座振替で！

図 税務課 (☎65-65008)

口座振替は、納付期日に指定口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れがなくなり、金融機関などの窓口に向く手間も省けるため、たいへん便利です。

ぜひ、口座振替の手続きをお願いします。

●対象となる市税や保険料など

市税（固定資産税、市県民税、軽自動車税）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、保育所保育料、幼稚園保育料

●取扱金融機関

滋賀銀行、長浜信用金庫、大垣共立銀行、関西アーバン銀行、レーク伊吹農協、北びわこ農協、滋賀県信用組合、近畿労働金庫、滋賀県民信用組合、ゆうちよ銀行・郵便局

●申込手続

「口座振替依頼書」は、市内の取扱金融機関窓口または市役所（各担当課、北部振興局、各支所）にあります。必要事項を記入いただき、「口座届出印」を押印し提出してください。

※ゆうちよ銀行の場合は、直接ゆうちよ銀行の窓口まで提出してください。



便利！
納期ごとに出かける手間がいりません

現実！
すっかり納め忘れる心配がありません

安心！
現金を持ち歩く必要がありません

問合せ先

- 市税、国民健康保険料 税務課 (☎65-65008)
- 後期高齢者医療保険料 保険医療課 (☎65-6527)
- 介護保険料 高齢福祉介護課 (☎65-7789)
- 市営住宅家賃 建築住宅課 (☎65-6533)
- 保育所保育料、幼稚園保育料 幼児課 (☎74-3704)

行政 Information

平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

図 税務課 (☎65-6524)

県と県内市町では、平成28年度から個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。

所得税の源泉徴収義務者で、まだ特別徴収を実施していない事業者は、準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収制度とは

給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から徴収し、納入していただく制度です。



地方税法および市の条例により給与を支払う事業者は、原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

毎年5月に事業者あてに「特別徴収税額決定通知書」を市から送付します。その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。

特別徴収のメリット

●従業員のメリット

- ・毎月給与から徴収されるため、納め忘れがありません。
- ・納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
- ・納期が12回であることから、普通徴収（納付書、口座振替による納付）の4回に比べ、1回当たりの負担が少なくて済みます。

●事業者のメリット

- ・市町が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

行政 Information

家屋の取壊しや用途を変更した場合はお知らせください

図 税務課 (☎65-6523)

毎年1月1日現在でお持ちの土地・家屋には、固定資産税や都市計画税市街化区域内のみが課税されます。

平成26年中に左記の①～④のいずれかを行った人は、平成27年度の税額が変わることがありますので、担当課までご連絡ください。

※平成26年中に不動産登記をした場合は連絡不要です。

- ①家屋を取り壊した
- ②住宅から非住宅（事務所・店舗・倉庫など）へ、または非住宅から住宅へ家屋の用途を変更した
- ③売買や相続などにより、未登記家屋の所有者を変更した
- ④家屋を新増築した（プレハブ物置などを含む）

なお、家屋取壊しの連絡が平成27年1月以降になった場合は、解体業者の「取り壊し証明書（取壊日を証明するもの）」が別途必要となります。

行政 Information

年末のゴミの持込みは12月29日と30日です

図 環境保全課 (☎65-6513)

湖北広域行政事務センターでは、年末に家庭から排出されるゴミの持込みを、クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリーンプラザで受け付けます。

◆受付時間（各施設とも）

12月29日（月）、30日（火）
8時30分～12時、13時～16時30分

行政 Information

新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の意見を募集します

図 健康推進課 (☎65-7751)

新型インフルエンザや感染力が強い未知の感染症発生時において、市民の健康を守り、感染の拡がりを抑え、市民生活に及ぼす影響が最小となるよう総合的に対策を推進していくために、「新型インフルエンザ等対策行動計画」策定の準備を進めています。このたび、その素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

【募集期間】

12月1日（月）～1月5日（月）

【閲覧場所】

健康推進課（ながはまウェルセンター内）
市政情報コーナー（本館、北部振興局、各支所）
市ホームページ

【提出方法】

任意の様式に、①住所②氏名③電話番号を明記し、直接または郵送（消印有効）・FAX、メールのいずれかで左記まで。

提出先

健康推進課（ながはまウェルセンター内）
〒526-0845 小堀町32番地3
☎65-1711
✉ kenkou@city.nagahama.lg.jp

行政 Information

年末年始の戸籍届出先のご案内

図 市民課 (☎65-6511)

市役所は12月27日（土）～1月4日（日）の間、年末年始の休業となりますが、戸籍の届出出生、婚姻、死亡届などは毎日受け付けます。

新庁舎のグランドオープンに伴い、

12月30日（火）からは、新庁舎1階で受け付けますのでご注意ください。

【受付場所】

①12月27日（土）～29日（月） 現庁舎1階

②12月30日（火）以降 新庁舎1階

※休業中は、戸籍、住民票、印鑑登録証明などは交付できません。また、コンビニ交付サービスも休止します。

※他の業務や行政機関の窓口業務については、次号（12月15日号）でお知らせします。

